

兵庫県公報

平成21年12月25日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1
告 示	
○ 建築士名簿等閲覧規程（建築指導課）	9

公布された法令のあらまし

- 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則（規則第68号）
- 二級建築士及び木造建築士（以下「二級建築士等」という。）が設計又は工事監理の受託契約に係る重要事項を建築主に説明する際に建築主に対し提示が義務付けられている二級建築士免許証及び木造建築士免許証について、二級建築士等の利便性の向上を図るため、これらの免許証を写真付きのカード型とすることとし、所要の整備を行うこととした。
 - 二級建築士等の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務について、指定登録機関に行わせることとするため、所要の整備を行うこととした。
 - 建築士事務所の登録の実施に関する事務及び登録簿等を一般の閲覧に供する事務について、指定事務所登録機関に行わせることとするため、所要の整備を行うこととした。

規 則

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第68号

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則（昭和39年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 免許（第2条—第10条の14）
- 第3章 試験（第11条—第15条の10）
- 第4章 建築士事務所（第16条—第21条）

附則

第1章 総則

第1条中「平成20年国土交通省令第37号」の右に「。以下「機関省令」という。」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第2章 免許

第2条中「戸籍謄本又は戸籍抄本及び自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨の後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書」を「次に掲げる書類」に改

め、同条に次の各号を加える。

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本
 - (2) 自己を成年被後见人又は被保佐人とする登記記録がない旨の後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書
 - (3) 申請前6箇月以内に撮影した写真
 - (4) 外国の建築士免許証の写し（法第4条第3項の規定により免許を受けようとする者に限る。）
- 第3条中「木造建築士免許証」の右に「(以下「免許証」という。)」を加える。

第5条を次のように改める。

（免許証の書換え交付等）

第5条 二級建築士又は木造建築士は、法第5条の2第2項の規定による届出をする場合において、当該届出が氏名の変更を伴うものであるときは、免許証書換え交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出し、建築士名簿の訂正及び免許証の書換え交付を受けなければならない。

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (2) 免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）
- (3) 申請前6箇月以内に撮影した写真

第6条第1項中「、免許証を」を「、免許証又は免許証明書を」に、「理由書及び損傷の場合はその免許証」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 理由書
- (2) 損傷の場合は、その免許証又は免許証明書
- (3) 申請前6箇月以内に撮影した写真

第6条第2項中「失った免許証」の右に「又は免許証明書」を加える。

第7条第1項中「免許証」の右に「又は免許証明書」を加え、同条第3項中「免許証」の右に「又は免許証明書」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第8条の2の規定による届出をする者は、届出書に免許証又は免許証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

第8条中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第9条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「免許証」の右に「又は免許証明書」を加える。

第10条の2中「(次条において「閲覧者」という。)は、閲覧者名簿に住所、氏名等を記入し」を「は、知事が定める閲覧規程を遵守し」に改める。

第10条の3を次のように改める。

（指定登録機関が事務を行う場合の規定の適用）

第10条の3 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）が同項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条	知事	指定登録機関（第10条の3に規定する指定登録機関をいう。以下同じ。）
第3条の見出し、第5条及び第6条	免許証の	免許証明書の
第3条、第5条、第6条、第7条第4項、第8条及び第10条の2	知事	指定登録機関
第3条	様式第2号の二級建築士免許証又は様式第2号の2の木造建築士免許証（以下「免許証」という。）	二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）

第5条	免許証書換え交付申請書	免許証明書書換え交付申請書
	免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）	二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は免許証明書
第6条	免許証再交付申請書	免許証明書再交付申請書
第8条	免許を取り消したとき、又は前条第3項の届出があつたとき	知事が免許を取り消したとき、又は第10条の12第1号の規定により前条第3項の届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき
第10条の2	法第6条第2項	法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用する法第6条第2項

第10条の3の次に次の11条及び章名を加える。

（指定の申請）

第10条の4 法第10条の20第2項に規定する指定を受けようとする者（次項第8号において「指定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 二級建築士等登録事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

(3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款及び登記事項証明書

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

(4) 申請に係る意思の決定を証する書類

(5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(6) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

(8) 指定申請者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書類

(9) その他参考となる事項を記載した書類

（名称等の変更の届出）

第10条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第10条の6 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

(2) 選任又は解任の理由

(3) 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(登録事務規程の認可の申請等)

第10条の7 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第10条の8 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(登録状況の報告)

第10条の9 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を二級建築士及び木造建築士の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出並びに登録の抹消の件数
- (2) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 前2項に規定する書類の提出については、当該書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

- (1) 指定登録機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(不正登録者の報告)

第10条の10 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- (2) 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可)

第10条の11 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第10条の12 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 法第5条の2若しくは第8条の2又はこの規則第7条第3項の規定による届出 当該届出に係る事項
- (2) 機関省令第40条第4項又は第43条第4項の規定による報告書等の送付 機関省令第40条第2項第2号イ又は第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項

(3) 第15条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項
(免許の取消し等の処分の通知)

第10条の13 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- (1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- (2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- (3) 処分の内容及び処分を行った年月日

(公告)

第10条の14 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、兵庫県公報で公告することによつて行う。

第3章 試験

第15条の8第3項を次のように改める。

3 第10条の9第3項の規定は、前2項に規定する書類の提出について準用する。

第15条の10の次に次の章名を付する。

第4章 建築士事務所

第20条中「及び第10条の3」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(指定事務所登録機関が事務を行う場合の規定の適用)

第21条 法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条	知事	指定事務所登録機関（第21条に規定する指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）
	法第23条の3第1項	法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用する法第23条の3第1項
第17条	法第23条の5第1項	法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用する法第23条の5第1項
	様式第7号の変更届書	変更届書
第18条	法第23条の7	法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用する法第23条の7
	様式第8号の廃業等届書	廃業等届書
第19条	知事	指定事務所登録機関
第20条	法第23条の9	法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用する法第23条の9

様式第1号中

「

二級・木造建築士免許申請書

県収入証紙

」

を

「

二級・木造建築士免許申請書

」

に、

「

ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日生	性別
				男□ 女□
本籍				
現住所				
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期 年			
	合格通知の日付	年 月 日	合格通知の番号	第 号

」

を

「

ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日生	写 真 1 縦4.5cm、横3.5cm 2 6箇月以内に撮影したも の 3 無帽、正面、上半身、 無背景 ※ 写真の裏面に氏名及び 撮影年月日を記入しての りではり付けてください。 ※ はり付けた写真は免許 証に転写されます。
本籍		性別	男□ 女□	
現住所				
試験等	二級・木造建築士試験に合格した時期 年			
	合格通知の日付	年 月 日	合格通知の番号	第 号
	外国の建築士免許			

」

に改め、同様式備考2中「試験」を「外国の建築士免許」に改める。

様式第2号及び様式第2号の2を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

（表面）

5.4cm

二 級 建 築 士 免 許 証

氏名..... 年 月 日生

二級建築士登録番号 第.....号
 登録年月日.....年 月 日

建築士法（昭和25年法律第202号）により二級建築士の
 免許を与えたことを証する。

年 月 日

兵 庫 県 知 事

写真

縦 3.0cm、横 2.4cm
のもの

印

8.5cm

（裏面）

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

様式第2号の2 (第3条関係)

(表面)

木 造 建 築 士 免 許 証

氏名..... 年 月 日生

木造建築士登録番号 第.....号
 登録年月日.....年 月 日

建築士法(昭和25年法律第202号)により木造建築士の
 免許を与えたことを証する。

写 真

縦 3.0cm、横 2.4cm
のもの

年 月 日

兵 庫 県 知 事 印

5.4cm

8.5cm

(裏面)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号から様式第2号の2までの改正規定並びに附則第3項の規定は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 改正後の二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第3号、第5条第3号及び第6条第1項第3号の規定は、平成22年6月1日から適用する。(免許証等の交付の特例)
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、改正後の規則様式第2号の二級建築士免許証若しくは二級建築士免許証明書又は改正後の規則様式第2号の2の木造建築士免許証若しくは木造建築士免許証明書の交付を受けることができる。この場合においては、当該交付を改正後の規則第5条(改正後の規則第10条の3の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する書換え交付とみなして、改正後の規則第5条(第1号を除く。)の規定を適用する。

告 示

兵庫県告示第1273号

建築士名簿等閲覧規程を次のように定め、告示の日から施行する。

平成21年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

建築士名簿等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第6条第2項に規定する二級建築士名簿及び木造建築士名簿(以下「建築士名簿」という。)並びに法第23条の9各号に掲げる書類(以下「登録簿等」という。)の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の場所)

第2条 建築士名簿及び登録簿等(以下「建築士名簿等」という。)を閲覧に供する場所(以下「閲覧所」という。)は、二級建築士及び木造建築士の住所地並びに建築士事務所の所在地を所管する県民局とする。

(閲覧時間等)

第3条 閲覧所における建築士名簿等の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 閲覧所の休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。

3 建築士名簿等の整理その他必要がある場合は、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間の伸縮をし、又は休日を設けることがある。

(閲覧手続)

第4条 建築士名簿等を閲覧しようとする者は、閲覧申請書を知事に提出しなければならない。

(持出しの禁止)

第5条 建築士名簿等は、これを閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- (1) この規程又は係員の指示に従わない者
- (2) 建築士名簿等を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者